

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第4号、第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成20年7月9日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
ミドリ電化大津店
大津市大將軍一丁目28番1号
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 6,975㎡
 - イ 駐車場の収容台数 267台
 - ウ 駐輪場の収容台数 35台
 - エ 荷さばき施設の面積 32㎡
 - オ 廃棄物等の保管施設の容量 27.36立方メートル
 - カ 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 7,926㎡
 - イ 駐車場の収容台数 291台
 - ウ 駐輪場の収容台数 69台
 - エ 荷さばき施設の面積 107㎡
 - オ 廃棄物等の保管施設の容量 35.20立方メートル
 - カ 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
- 3 変更年月日 平成21年2月24日
- 4 変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社ミドリ電化 兵庫県尼崎市潮江一丁目1番50号
代表取締役 中口 雄司
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社ミドリ電化 兵庫県尼崎市潮江一丁目1番50号
代表取締役 中口 雄司
株式会社キタガワ 京都府京都市伏見区深草大亀谷安信町92番地
代表取締役 北川 明正
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - ア 開店時刻 午前10時
 - イ 閉店時刻 午後 9時
 - (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
 - (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 5 届出年月日 平成20年6月23日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1

滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1

草津市産業建設部商工観光労政課 草津市草津三丁目13-30

(2) 縦覧期間 平成20年7月9日から平成20年11月10日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成20年11月10日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1